

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 2 月 28 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度長期ごみ処理広域化・集約化計画策定支援業務
- (2) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所 岡山県環境文化部循環型社会推進課の指定する場所
- (4) 委託金額（見積上限額）
金 10,623,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 事業内容等 詳細は、「令和 7 年度長期ごみ処理広域化・集約化計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

2 事業の趣旨

県は、「岡山県ごみ処理広域化計画（平成 10 年 3 月策定）」、「新岡山県ごみ処理広域化計画（平成 19 年 3 月策定）」、「第 4 次岡山県廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定）」及び「第 5 次岡山県廃棄物処理計画（令和 4 年 3 月策定）」を策定し、県下を 6 ブロックに区分し、ごみ処理広域化を推進してきたところである。しかしながら、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化を推進していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があるため、長期的な広域化・集約化に係る計画（以下、「長期広域化・集約化計画」という。）を新たに策定するものである。

令和 7 年度は、計画策定に向けた基礎調査を行う。

3 技術提案に参加できる者の資格

技術提案実施公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類4 調査研究（情報・通信サービスを除く）、小分類1 調査・研究（社会経済分野）」のうち、格付区分がA又はBであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 業務実施上の条件

- (1) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。なお、「同種業務」、「類似業務」及び「関連業務」の定義は令和7年度長期ごみ処理広域化・集約化計画策定支援業務技術提案書等作成要領（以下「提案書作成要領」という。）（別紙1）を参照すること。
 - ・業務全体に責任を有し、かつ、同種業務又は類似業務の実績がある管理技術者を配置すること。
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に精通した技術者を担当者として配置すること。
 - ・一般廃棄物の処理体制及び一般廃棄物処理施設の技術動向に係る知識を有する技術者（同種業務、類似業務又は関連業務の実績がある者とする。）を担当者として配置すること。
- (2) 業務に係る打合せには管理技術者が出席するものとする。
- (3) 本業務の実施、その他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

5 契約条項を示す場所

岡山県環境文化循環型社会推進課 一般廃棄物班

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話 (086) 226-7307

6 技術提案参加手続等

(1) 提案書作成要領（別紙1）、令和7年度長期ごみ処理広域化・集約化計画策定支援業務技術提案審査事項（以下「審査事項」という。）（別紙2）、令和7年度長期ごみ処理広域化・集約化計画策定支援業務技術提案参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）及び仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和7年2月28日（金）から令和7年3月14日（金）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記5の契約条項を示す場所に同じ。なお、岡山県環境文化循環型社会推進課ホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>

(2) 資格確認申請書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和7年3月14日（金） 午後5時（必着）

イ 提出場所 5の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。）

エ 提出書類 資格確認申請書（様式第1号）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

資格確認申請書等を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月21日（金）までに参加資格不適合通知書（様式第2号）によりその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格不適合通知書を受け取った者は、通知を受け取った日から起算して7日以内に、(4)ウの宛先に電子メールを送付する方法により、不適合理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限 令和7年3月14日（金） 午後5時（必着）

イ 方法 質問・回答書（様式第3号）により電子メールで行うこと。

電話や口頭による質疑には応じない。

なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

- ウ 宛 先 岡山県環境文化部循環型社会推進課一般廃棄物班
電子メールアドレス：junkan@pref.okayama.lg.jp
- エ 回答方法 本公告を掲載したウェブサイトへ回答を掲載する。ただし、
本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、
回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

7 技術提案書の提出等

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、提案書作成要領（別紙1）により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和7年3月21日（金） 午後5時（必着）
- イ 場 所 上記5の契約条項を示す場所に同じ
- ウ 提出書類 様式第4号・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本5部
提案見積（様式第7号）・・・・・・・・・・正本1部、副本5部
附属資料（必要に応じて）・・・・・・・・6部
添付資料
・会社概要書（パンフレット）・・1部
・技術提案書の実績に記載する業務について、その内容が判断できる資料（特記仕様書等）・・・・・・・・1部
- エ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。）

(2) 技術提案内容のヒアリング

(1)により提出した書類についてのヒアリングは実施しない。

8 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

審査事項（別紙2）に基づき、上記7による書類の内容により得点が最も高かった者を委託候補者に選定し、令和7年3月28日（金）までに審査結果通知書（選定）（様式第5号）により電子メール等で通知する。

その他の者に対しては、同日までに審査結果通知書（非選定）（様式第6号）により電子メール等で結果を通知する。

- (2) 委託候補者の決定後、仕様書及び提出された技術提案内容を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (4) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令の定めるところによる。

9 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記 6 の(2)アの期限までに所定の資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 技術提案書が、上記 7 の(1)アの提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 提案見積が、上記 1 の(4)の条件を満たさないとき。
- (4) 技術提案書から 4 の条件を満たすことが確認できないとき。
- (5) 技術提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 提案者が、上記 3 に定める技術提案に参加できる資格を喪失したとき。
- (7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 その他

- (1) 本事業について、県の令和 7 年度予算において予算措置された場合に限り事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。
- (2) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合わせには応じない。
- (3) 提出された提案書等の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに 1 案のみとし、複数の解釈ができる内容は避けること。
- (5) 技術提案等に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うために必要な範囲内において複写することがある。
- (7) 提出された提案書等は採否にかかわらず返却しない。
- (8) 審査経過は公表しない。
- (9) 委託候補者決定後、提案内容について一部調整する場合がある。